

社会福祉法人長門市社会福祉協議会
赤い羽根共同募金助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長門市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する赤い羽根共同募金助成金交付(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、長門市内で活動する福祉団体やボランティア団体の活動を支援するために、赤い羽根共同募金を財源とした予算の範囲内で助成金を交付し、福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(助成の対象となる事業)

第3条 助成対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) ボランティア活動を行っている団体が実施する事業
- (2) 障害者など当事者団体や家族会が実施する事業
- (3) 社会福祉活動を行っている団体等が実施する事業
- (4) その他本会会長が認める事業

(交付申請)

第4条 助成金を希望する団体は、共同募金助成金交付申請書(様式1)、団体概要書(様式2)、事業計画書及び收支予算書(様式3)を提出するものとする。

(交付決定)

第5条 本会は、申請を受理した場合、書類を審査し、適當と認めた場合は共同募金助成金決定通知書(様式4)により申請団体に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、交付しない場合は、その旨を書面により通知するものとする。

3 第1項の交付決定通知書を受領した団体は、請求書(様式5)を本会に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた団体は、実績報告書(様式6)、事業報告書及び收支計算書(様式6-①)を事業実施後、本会に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 本会会長は、助成金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請が判明したとき。
- (2) 助成金を交付目的以外のものに使用したとき。
- (3) 本要綱第3条の助成の要件を満たさなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、事業の全部又は一部を行わないことになったとき。
- (5) その他、本要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。